

退職手当共済制度の“公費助成”、継続か廃止か？

～2021年度の予算編成／厚労省～

社会福祉退職手当共済制度は、保育所で働く職員の身分の安定と保育事業の前進に大きな役割を果たしてきました。保育士確保が困難を極めるなか、その意義はますます大きくなっています。また、掛け金の2/3が公費で賄われており、これが保育所経営の安定に寄与していることも重要です。

しかし、2020年度末までに公費助成の見直しの結論を出すことが20回社会保障審議会福祉部会（2017年12月18日開催）で確認されており、2021年度の予算編成ではこれに関する厚労省の判断が反映されるものと考えられます。“公費助成”は、退職手当共済制度創設の目的からみても、保育所の実態からみても、継続以外の選択肢はありません。通常なら12月中には厚労省内での予算要求額が確定することから、状況は切迫しているといえます。

こうしたなか、私ども全国保育経営懇話会は全国の保育所経営者のみなさまにむけて、「退職手当共済制度の公費助成の継続と制度の充実」を求める「賛同署名」に取り組むことといたしました。本資料は、「賛同署名」に取り組む趣旨を理解いただくために用意しましたので、ぜひご覧いただき、“賛同”の意思を表明いただくようお願いいたします。

1. 見直しの判断はいつ？

2021年度予算の概算要求は9月30日で締め切られ、現在は厚労省内で要求額の詰めが行われているものと思われます。公費助成が継続されるという情報も入ってきていますが、公費助成を継続させることができるかどうかは、ここ1～2カ月でどれだけの運動がつけられるかにかかっています。国の予算編成スケジュールをにらみながら、機敏に対応していくことが求められています。

2. 公費助成見直しの内容

2017年（平成29年）12月18日に開催された第20回社会保障審議会福祉部会では、以下のことが確認されました。

- 2017年6月に公表された「子育て安心プラン」により、遅くとも2021年3月までの3年間で全国の待機児童を解消するための取り組みが行われている。
- こうした状況を踏まえ、保育所に対する公費助成を一旦継続しつつ公費助成の在り方について更に検討を加え、2020年度末までに改めて結論を得ることとする。

厚労省子ども家庭局保育課予算係への聞き取りにより、2021年度予算に係る公費助成の見直しに当たっての厚労省の認識が以下のとおりであることがわかりました。

- ①第20回社会保障審議会福祉部会で確認された「待機児を解消するためのとりくみの状況を踏まえ」という前提で検討を行うことになる。
- ②今回の見直しも、社会福祉法人とその他の経営主体との「イコールフットイング」の観点からの検討が中心となる。
- ③公費助成を廃止するか、継続するかは、現時点では白紙の状態である。

3. 公費助成廃止のここが問題！！

社会福祉退職手当制度は1961（昭和36）年より「社会福祉施設職員退職手当共済法」に基づき実施されました。本制度創設の目的は、「社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与する」ととされています。この目的は、「保育士の処遇改善」という保育分野での喫緊の課題とも重なります。今求められているのは公費助成の廃止ではなく、助成継続を含めた制度全体の充実です。

(1) またしても“イコールフットィング”論

退職手当共済制度の目的を踏まえれば、営利法人等に社会福祉法人を合わせるということ自体がそもそも筋違いです。しかし、厚労省の主張する、「イコールフットィング」論を前提にしたとしても理屈はたちません。下図は2019年1月28日開催の第41回「子ども・子育て会議」に提供された資料（2018年7月調査）の抜粋です。保育所の経営主体（民間事業者）に占める社会福祉法人の割合は86.9%、営利法人はわずか4.9%にとどまっています。

経営主体	社会福祉法人	営利法人	学校法人	その他
割合	86.9%	4.9%	2.8%	5.4%

※保育料の無償化にあわせ、給食の提供が義務づけられた保育所の「副食材料費」を保護者が実費負担することになりましたが、ここでも「イコールフットィング」論が展開されました。幼稚園には給食の提供義務はありませんが、幼稚園に子どもを通わせる親だけが実費を負担するのは不公平だ、という主張です。

(2) 保育所職員の身分の安定に逆行

社会福祉事業の発展のためには、そこで働く職員の身分の安定が必須であり、その条件の一つとして退職手当共済制度がつくられました。制度ができてすでに60年近くたとうとしています。保育士処遇の不安定さは未だ解消されず、保育士確保は困難を極めています。

このようななか、保育の量の確保と質の向上に寄与することを企図した「退職手当共済制度」の後退は論外と言わざるを得ません。保育所職員の身分の不安定化が保育事業に与える影響を正面から受け止め、制度の理念を具体化することこそが今、国に求められています。

(3) 人件費率の上昇と保育士処遇への影響

退職手当共済の掛け金は職員一人当たり134,100円、その1/3の44,700円を保育所が負担しています。公費助成が廃止されれば、職員一人当たり89,400円の負担増です。対象職員が25人の場合、年間2,235,000円、10年で2千万円超が人件費に加算されます。営利法人とのイコールフットィングを理由に、営利法人に比べて人件費率が20%も高い保育所の人件費率を引き上げるようなことは許されません。

公費助成が廃止になれば、限られた財源のなかで保育士処遇の改善にむけた取り組みを躊躇する法人がでてきても不思議ではありません。保育士処遇への影響は必至といえます。